

北広島町農業委員会第11回総会議事録

事務局 (第11回北広島町農業委員会総会開会宣言)

町長 (あいさつ)

会長 (開会あいさつ)

事務局長 (報告)

会長 それでは、本日の議事録署名者を指名します。番号2番、3番をお願いします。

議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の承認について

会長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について、農地法3条の規定により、別紙のとおり申請があったので意見を求める。令和6年5月20日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

会長 担当委員より補足説明をお願いします。

2番 5月12日及び5月14日に現地確認を致しました。譲受人の方とは5月12日に面談を行っております。譲渡人が相続により家屋も含めて取得された農地で、本人は町外在住で数十年前から空き家になっており、近所の方が農地の管理をしております。譲受人は空き家バンクにて物件を探している中で、家屋を含めた購入を決められたとのことでした。譲受人は家屋のリフォームを進めつつ、花壇と有機栽培の作物を作っていきたいとのことでした。管理されていた方が農地を牛の放牧地として管理をされており、農機具も近隣の方から譲り受ける見込で、譲受人は問題なく農地として引き継げる状態となっております。以上のことから、地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくをお願いします。

会長 それでは番号1番について質疑に入ります。ご質問ご意見はございませんか。

5番 農地の一部に花壇を設置するとのことですが、転用の手続き上、問題無いのか確認させてください。

2番 譲受人は葉牡丹等をプランターで育てており、冬期の間は他の所有地へ移設できるよう対応しているとのことでした。運用としては問題ないものと思われれます。

会長 他にありませんか。

委員 (なし)

会 長 ないようですので、それでは質疑を打ち切って採決致します。番号1番について申請どおり許可して良いと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。続いて、番号2番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

会 長 担当委員より補足説明をお願い致します。

1 2 番 5月12日に現地調査を行っております。同日に譲受人の方に面談を行っております。農地2筆においてキャベツ・ハウス内でトマトが栽培されており、きれいに管理されておりました。譲受人は20年以上トマトを作付けしている実績があり、機械も保有されていることから要件を満たしておられると思われまます。また、周辺農地に影響はないと考えます。以上のことから、地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程よろしく申し上げます。

会 長 それでは番号2番について質疑に入ります。ご質問ご意見はございませんか。

6 番 譲受人の住所が川東(千代田地区)で、雲耕(芸北地区)の農地まで常時行き来するのか確認させてください。

事 務 局 譲受人の生家が申請農地の近隣で、結婚後、川東へ居住した後も頻繁に訪れており、移動時間は30分程度とのことです。

会 長 他にありませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決致します。番号2番について申請どおり許可して良いと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。番号3番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

会 長 それでは担当委員から補足説明をお願い致します。

- 1 番 (15 番代理) 5月11日に現地調査を実施しております。また、譲受人の方とも立ち会いのうえ確認してきました。譲渡人と譲受人の関係は親戚にあたるということです。申請地を含めて周辺農地の6筆は数年前より自己保全で牧草を主として作付けされています。譲渡人が維持管理が困難となってきたことから親類の譲受人に所有権を移転し管理を任せたいということです。農機具等も譲受人が建設機械等を自己保有しており、耕耘については近所の方から農機具を借用するよう調整していることから問題ありません。周辺への影響はないものと考えられます。以上のことから法第3条第2項各号には該当しないため許可要件をみたしていると思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。
- 会 長 それでは番号3番について質疑に入ります。ご質問ご意見はございませんか。
- 1 3 番 譲渡人の経営規模は7500㎡とあるが、今回の申請地以外の農地管理はどのされているのか確認させてください。
- 1 番 貸付では無く、作業委託で地区の大型農家に全て預けており、水管理及び草刈りなどの維持管理は譲渡人が作業されているということです。
- 会 長 他にありませんか。
- 委 員 (なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号3番について申請のとおり許可しても良いと思われる方は挙手をしてください。
- 委 員 (挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。従って申請どおり許可することに決定しました。続いて番号4番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案説明)
- 会 長 それでは担当委員から補足説明をお願いします。
- 職務代理 5月13日に現地確認を行っております。譲受人の住所が広島市南区となっておりますが、都志見地区に農作業倉庫及び寝泊まり可能な居宅を保有されておられます。また、労力に関しましても譲受人の家族及び親族6名ほどで農作業に従事されており、農機具・技術にも問題ありません。周辺への影響はないものと考えられます。以上のことから法第3条第2項各号には該当しないため許可要件をみたしていると考えております。ご審議の程、よろしくお願い致します。
- 会 長 それでは番号4番について質疑に入ります。ご意見ご質問をお願いします。ございませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 4 番について申請のとおり許可して良いと思われる方は挙手をしてください。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。従って申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 5 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

会 長 それでは担当委員から補足説明をお願いします。

1 1 番 5 月 14 日に現地確認を行っております。後日、関係者に対し電話にて聴取しております。譲渡人と譲受人との間で家族ぐるみの交流があり、当初は譲渡人の息子が農地を引き継ぐ運びとなっていたところ、譲渡人の息子が夭逝し、これに伴い譲渡人が譲受人へ遺贈するよう手配しており、譲渡人の死亡により譲受人が申請されております。保全管理については譲渡人の生前より譲受人が行い、2 筆の水田に関しては水稻の作付けを作業委託にて継続するよう手配されております。機械も譲渡人が保有されていた物を引き継ぐとのことで、要件を満たしておられると思われま。また、周辺農地に影響はないと考えます。以上のことから、地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程よろしく申し上げます。

会 長 それでは番号 5 番について質疑に入ります。ご意見ご質問をお願いします。ございませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 5 番について申請のとおり許可して良いと思われる方は挙手をしてください。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について

会 長 議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、農地法第 5 条の規定により別紙のとおり申請があったので意見を求める。令和 6 年 5 月 20 日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。番号 6 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

- 会 長 それでは担当委員から補足説明をお願いします。
- 1 番 5月11日に現地を確認しております。また、譲受人の方とも立ち会いのうえ確認してきました。この案件ですが第3条3番案件の隣接農地となります。譲受人は父親の代から建築業に従事されており、資材置場の拡張を検討していたとのこと。譲渡人から農地の譲渡の話があり、受託する農地のうち1筆を転用し建築事業の発展を期したいとのこと。以上のことから許可相当と思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。
- 会 長 ありがとうございます。番号6番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。
- 5 番 第3条3番案件の農地と隣接しているが、将来的にはこちらも資材置場に転用することを検討されているのですか。
- 1 番 譲受人への聴取では、3番案件の説明のとおり牧草の作付け地として保全管理を継続していくとのこと。現時点では即日農地転用する意思はないものと思われます。
- 会 長 他にありませんか。
- 委 員 (なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号6番について申請のとおり許可して良いと思われる方は挙手をお願いします。
- 委 員 (挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって申請のとおり許可することに決定しました。続いて番号7番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案説明)
- 会 長 それでは担当委員から補足説明をお願いします。
- 1 3 番 5月17日に現地を確認しております。また、近隣の現地の方に聴取してきました。申請地2筆周辺で譲渡人の叔父にあたる方が酪農をしており放牧地として利用されていました。昨年に譲渡人の叔父及び父が相次いで逝去され、酪農の後継者がおらず廃業となったため、太陽用発電施設用地として譲り渡すことになったとのこと。施設内に雨水調整池が設置しており、隣接農地の所有者へ確認したところ問題は無いだろうとの意見を聴取しております。以上のことから許可相当と思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。
- 会 長 それでは番号7番について質疑に入ります。ご意見ご質問をお願いします。ございませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号7番について申請のとおり許可して良いと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請のとおり許可することに決定しました。続いて番号8番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

会 長 それでは担当委員から補足説明をお願いします。

1 6 番 5月12日に現地を確認しております。また、後日、譲受人へ電話にて聴取しました。申請地を購入し、近隣の事業所勤務の社員と来客者への休憩施設として整備し、進入路を拡張した上で庭園に整備するとのことでした。提出された計画図と照らし合わせても周辺農地に影響はないものと考えられることから、許可相当と思われます。ご審議の程よろしくお願ひ致します。

会 長 それでは番号8番について質疑に入ります。ご意見ご質問をお願いします。ございませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号8番について申請のとおり許可して良いと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請のとおり許可することに決定しました。

議案第3号 農用地利用集積計画について

会 長 議案第3号農用地利用集積計画について、農用地利用集積計画に係る利用権の同意を得た農用地利用集積計画について意見を求める。令和6年5月20日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

会 長 ありがとうございます。番号1番から15番について質疑に入ります。(8番委員退室) ご意見ご質問等はございませんか。

委員 (なし)

会長 それでは、質疑を打ち切って採決に入ります。番号1番から15番について申請のとおり決定しても良いと思われる方は挙手をお願いします。

委員 (挙手全員)

会長 挙手全員です。よって、申請のとおり決定しました。(8番委員入室)
次に残りの議案について質疑に入ります。ご意見ご質問をお願いします。ございませんか。
それでは質疑を打ち切って採決をいたします。議案第3号について、申請のとおり決定しても良いと思われる方は挙手をお願いします。

委員 (挙手全員)

会長 挙手全員です。よって、申請のとおり決定しました。

議案第4号 畑地化促進事業に係る証明について

会長 議案第4号畑地化促進事業に係る証明について、畑地化促進事業にかかる交付金申請について、別紙のとおり証明することについて意見を求める。
令和6年5月20日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範

会長 事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

会長 ありがとうございます。農業者管理コード3693016050018番について質疑に入ります。(8番委員退室する。) ご意見ご質問等はございませんか。

委員 (なし)

会長 それでは、質疑を打ち切って採決に入ります。申請のとおり承認してもよいと思われる方は挙手をお願いします。

委員 (挙手全員)

会長 挙手全員です。よって、従って承認することと決定しました。(8番委員入室) 次に、農業者管理コード3693016110040番について質疑に入ります。(7番委員退室する。) ご意見ご質問をお願いします。ございませんか。

委員 (なし)

会長 それでは、質疑を打ち切って採決に入ります。申請のとおり承認してもよいと思われる方は挙手をお願いします。

委員 (挙手全員)

会長 挙手全員です。よって、従って承認することと決定しました。(7番委員入室)次に、農業者管理コード3694018170016番について質疑に入ります。(11番委員退室する。)ご意見ご質問をお願いします。ございませんか。

委員 (なし)

会長 それでは、質疑を打ち切って採決に入ります。申請のとおり承認してもよいと思われる方は挙手をお願いします。

委員 (挙手全員)

会長 挙手全員です。よって、従って承認することと決定しました。(11番委員入室)次に残りの議案について質疑に入ります。ご意見ご質問をお願いします。ございませんか。それでは質疑を打ち切って採決をいたします。議案第4号について、申請のとおり承認してもよいと思われる方は挙手をお願いします。

委員 (挙手全員)

会長 挙手全員です。したがって議案第4号について申請のとおり承認することに決定しました。

議案第5号 農業委員会の農地利用の最適化の状況その他事務の実施状況の公表について

会長 議案第5号 農業委員会の農地利用の最適化の状況その他事務の実施状況の公表について、農業委員会の農地利用の最適化の状況その他事務の実施状況の公表について意見を求める。令和6年5月20日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

会長 ありがとうございます。議案第5号について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

7番 畑地化推進事業の名簿で昨年死亡された方の名前が表記されているが、農家台帳の更新はされるのですか。

事務局 死亡の届出は税務課及び町民課等の各関連部署で手続きされるかと思いますが、農地台帳の一括更新は年に1回の処理となっております。更新処理の際に間に合わなかった場合、または農業委員会への直接届出がされていない場合で台帳の更新がされていないケースが考えられます。台帳の更新についてはあらためて確認いたします。

会長 他にありませんか。

委員 (なし)

会 長 それでは、質疑を打ち切って採決に入ります。議案第 5 号について意見なしと決定しても良いと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。従って意見なしと決定しました。
以上をもちまして、本日の総会の提出議案の審議を全て終了とします。